

資料 4

令和6年度 雇用・労働分野の助成金のご案内 (簡略版)

I 雇用関係助成金のご案内

～雇用の安定のために～

- 「雇用関係助成金」検索表 … P. 3
- 雇用関係助成金の概要 … P. 7
- 雇用関係助成金のお問い合わせ先 … P.21

II 労働条件等関係助成金のご案内

～労働条件の改善のために～

- 労働条件等関係助成金の概要 … P.23
- 労働条件等関係助成金のお問い合わせ先 … P.26

このパンフレットは概要を記載したものです。

詳細な内容については、各助成金の支給要領やパンフレットをご参照ください。

雇用関係助成金の概要

※ 助成金の財源は事業主拠出の雇用保険二事業です。★は障害者雇用納付金制度、☆は財源の一部が一般会計の助成金です。
 ※<>は、賃金要件を満たす場合の助成額です。賃金要件の詳細は、各助成金の支給要領をご覧ください。
 ※記載されている内容は概要です。詳細については、2ページに記載している厚生労働省ホームページの支給要領をご覧いただくか
 21～22ページの問い合わせ先にお尋ねください。

A. 雇用維持関係の助成金

1 雇用調整助成金

【労

景気の変動、産業構造の変化などの経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合(※1)に、休業、教育訓練、または出向(※2)によって、その雇用する労働者の雇用の維持を図る事業主に対して助成

(※1)売上高または生産量などの事業活動を示す指標の最近3か月間の月平均値が、前年同期に比べ10%以上減少していること等
 (※2)3か月以上1年以内の出向に限る

【休業・教育訓練の場合】

休業手当等の一部助成2/3 [中小企業以外1/2](※1)
 (※1)支給日数が30日に達した次の判定基礎期間より、実施する休業等の1/10以上訓練を実施しなかった場合、1/2 [中小企業以外1/4]

教育訓練を行った場合は、教育訓練費を1人1日あたり1,200円(※2)加算
 (※2)支給日数が30日に達した次の判定基礎期間より、実施する休業等の1/5以上訓練を実施した場合には1,800円

【出向の場合】

出向元事業主の負担額の一部助成2/3 [中小企業以外1/2]

B. 在籍型出向支援関係の助成金

2 産業雇用安定助成金

【労

2-Ⅱ スキルアップ支援コース

労働者のスキルアップを在籍型出向により行い、出向(※1)から復帰した際の賃金を出向前と比較して5%以上上昇(※2)させる出向元事業主に対して助成

(※1)売上高または生産量などの事業活動を示す指標の最近3か月間の月平均値が、前年同期に比べ10%以上減少していること等
 (※2)3か月以上1年以内の出向に限る

出向元事業主に対して、出向労働者の出向期間中に要する賃金の一部を2/3 [中小企業以外1/2]

(1人1日あたり上限額8,490円(※)、1事業所1年度あたり1,000万円まで)

(※)雇用保険の基本手当日額の最高額(令和5年8月1日時点)

C. 再就職支援関係の助成金

3 早期再就職支援等助成金

【労

3-I 再就職支援コース

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者等に対して、再就職を実現するための支援を民間の職業紹介事業者に委託等して行う事業主(再就職が実現した場合に限る)に対して助成

【再就職支援】(1人あたり上限60万円)

委託費用の1/2 [中小企業以外1/4]

支給対象者45歳以上 委託費用の2/3 [中小企業以外1/3]

特例区分(※)に該当する場合、

委託費用の2/3 [中小企業以外1/3]

支給対象者45歳以上 委託費用の4/5 [中小企業以外2/5]

訓練を委託した場合、訓練実施に係る費用の2/3(以下訓練時間数に成限度額あり)

10時間以上100時間未満:15万円 [中小企業以外10万円]

100時間以上200時間未満:30万円 [中小企業以外20万円]

200時間以上:50万円 [中小企業以外30万円]

グループワークを委託した場合、3回以上実施で1万円を加算

【休暇付与支援】

日額8,000円 [中小企業以外5,000円] (上限180日分)

離職後1か月以内に再就職を実現した場合、1人あたり10万円を加算

【職業訓練実施支援】

教育訓練施設等に訓練を直接委託した場合に助成

(経費助成)

訓練実施に係る費用の3/4(以下訓練時間数に応じた助成限度額あり)

10時間以上100時間未満:15万円 [中小企業以外10万円]

100時間以上200時間未満:30万円 [中小企業以外20万円]

200時間以上:50万円 [中小企業以外30万円]

(賃金助成)

960円/時 [中小企業以外480円/時]

(※)職業紹介事業者との間の委託契約が一定基準に合致し、かつ、対象者が実際に良質な雇用に再就職した場合

3-II 雇入れ支援コース

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされた労働者等を離職日の翌日から3か月以内に期間の定めのない労働者として雇入れ、当該労働者の賃金を5%以上上昇させた事業主に対して助成

【早期雇入れ支援】(1年度1事業所あたり500人上限)
 通常助成 1人あたり30万円
 優遇助成(※1) 1人あたり40万円

【人材育成支援(※2)】
 通常助成
 ・OJT実施助成 1人あたり20万円[中小企業以外11万円]
 ・Off-JT助成(経費助成)
 訓練時間数に応じた助成限度額あり
 10時間以上100時間未満:15万円[中小企業以外10万円]
 100時間以上200時間未満:30万円[中小企業以外20万円]
 200時間以上:50万円[中小企業以外30万円]
 (賃金助成)
 960円/時[中小企業以外480円/時]

優遇助成(※1)
 ・OJT実施助成 1人あたり20万円[中小企業以外11万円]
 ・Off-JT助成(経費助成)
 訓練時間数に応じた助成限度額あり
 10時間以上100時間未満:25万円[中小企業以外20万円]
 100時間以上200時間未満:40万円[中小企業以外30万円]
 200時間以上:60万円[中小企業以外40万円]
 (賃金助成)
 1,060円/時[中小企業以外580円/時]

(※1)成長性に係る一定の基準に合致する事業所の事業主が、事業再編等を行う事業所から離職者を雇い入れた場合
 (※2)早期雇入れ支援の対象者に対して、職業訓練を実施した場合に上乘せとして支給

D. 転職・再就職拡大支援関係の助成金

3 早期再就職支援等助成金

【労働局】

3-III 中途採用拡大コース

中途採用者の雇用管理制度を整備したうえで中途採用者の採用を拡大(①中途採用率の拡大または②45歳以上の中途採用率の拡大)させた事業主に対して助成

①の場合 50万円(※1)
 ②の場合 100万円(※2)

(※1)中途採用率を計画期間前3年間より20ポイント以上向上させた場合
 (※2)中途採用率を計画期間前3年間より20ポイント以上向上させ、うち45歳以上の労働者で10ポイント以上上昇させ、かつ、当該45歳以上の労働者全員の賃金を前職と比べて5%以上上昇させた場合

3-IV UIJターンコース

東京圏からの移住者(※)を雇い入れた事業主に対してその採用活動に要した経費の一部を助成

(※)デジタル田園都市国家構想交付金を活用して地方公共団体が実施する移住支援事業を利用したUIJターン者に限る

助成対象経費に1/2[中小企業以外1/3]を乗じた額(上限100万円)

E. 雇入れ関係の助成金

4 特定求職者雇用開発助成金

【労働局】

4-I 特定就職困難者コース☆

高齢者(60歳以上)や障害者、母子家庭の母などの就職が特に困難な者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた(※)事業主に対して助成

(※)雇用保険一般被保険者として雇い入れ、対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上であることが確実に認められること

【高齢者(60歳以上)、母子家庭の母等】
 1人あたり60万円[中小企業以外50万円]
 短時間労働者(※)は40万円[中小企業以外30万円]
 【身体・知的障害者(重度以外)】
 1人あたり120万円[中小企業以外50万円]
 短時間労働者(※)は80万円[中小企業以外30万円]
 【身体・知的障害者(重度または45歳以上)、精神障害者】
 1人あたり240万円[中小企業以外100万円]
 短時間労働者(※)は80万円[中小企業以外30万円]
 (※)1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者(以下同じ)

4-II 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース

発達障害者または難病患者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた(※)事業主に対して助成

(※)雇用保険一般被保険者として雇い入れ、対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上であることが確実に認められること

1人あたり120万円[中小企業以外50万円]
 短時間労働者は80万円[中小企業以外30万円]

社会保険労務士または代理人（弁護士を含む）の方へ

事業主の申請を代わって行う場合、以下の事項に同意していただくことが必要です。

- 支給のための審査に必要な事項の確認（※）に協力すること
※事務所等への立ち入りを含みます。
 - 不正受給に関与していた場合は、
 - ① 申請事業主が負担すべき一切の債務について、申請事業主と連帯し、請求があった場合、直ちに請求金を弁済すべき義務を負うこと
 - ② 氏名や事務所（または法人）名等が公表されること
 - ③ 不支給決定日または支給決定取消日から5年間（5年経過した場合であっても、請求金が全額納付されていない場合は、納付日まで）は、全ての雇用関係助成金について、社会保険労務士が行う提出代行、事務代理に基づく申請または代理人が行う申請は受理されないこと
-
- 事業主は提出書類等の原本または写しを5年間保存しなければなりません。
このため、事業主に代わって支給申請等の手続きを行った場合は、事業主に提出書類の原本または写しを提供してください。

訓練実施者の方へ ※訓練の実施を要件としている助成金に限ります。

訓練実施者とは、雇用関係助成金の支給対象となる訓練（職業訓練、教育訓練など訓練名称の如何を問わず、広く研修等を含みます。）を実施する者です。

雇用関係助成金の支給対象となる訓練を実施する場合、以下の事項に同意していただくことが必要です。

- 支給のための審査に必要な事項の確認（※）に協力すること
※訓練実施機関への立ち入りを含みます。
- 不正受給に関与していた場合は、
 - ① 申請事業主が負担すべき一切の債務について、申請事業主と連帯し、請求があった場合、直ちに請求金を弁済すべき義務を負うこと
 - ② 訓練実施者（または法人）名等が公表されること
 - ③ 不支給決定日または支給決定取消日から5年間（5年経過した場合であっても、請求金が全額納付されていない場合は、納付日まで）は、実施した訓練については、全ての雇用関係助成金の支給対象とならないこと

雇用関係助成金申請にあたっての留意点

事業主の方へ

- 不正受給を行った事業主は、
 - ①不正受給の全額に加え、延滞金、不正受給額の20%に相当する額が請求されます。
 - ②不正受給から5年間、全ての雇用関係助成金を受給できなくなります。
 - ③事業主名等が原則公表されます。
- 過去5年以内に他の不正受給に関与した社会保険労務士または代理人（弁護士を含む）が事業主の申請等を代わって行った場合も、受給できません。
- 訓練（※）の実施が要件となっている助成金について、過去5年以内に他の不正受給に関与した訓練実施者が行った訓練について支給申請を行った場合も、受給できません。
※ここでいう訓練とは、職業訓練、教育訓練など訓練名称の如何を問わず、広く研修等を含みます。
- 不正に関与した社会保険労務士または代理人（弁護士を含む）および訓練実施者については、各都道府県労働局が公表しており、厚生労働省ホームページ（「事業主の方のための雇用関係助成金」）からも確認ができます。
- 都道府県労働局に提出した支給申請書や添付書類の原本または写しは、支給決定日の翌日から起算して5年間保存しなければなりません。このため、社会保険労務士または代理人に申請を依頼した場合は、提出された書類の原本または写しを受け取ってください。都道府県労働局が調査を行う際に、書類が保存されていない場合、支給した助成金の返還を求める場合があります。
- 同一の雇入れ・訓練を対象として、または同一の経費負担を対象として、2つ以上の助成金が同時に申請された場合は、双方の助成金の要件を満たしていたとしても、一方しか支給されません。
- 雇用関係助成金の支給・不支給の決定、支給決定の取消しなどは、行政不服審査法上の不服申立ての対象とはなりません。
- 国、地方公共団体（地方公営企業法第2条の規定の適用を受ける地方公共団体が経営する企業を除く）、独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人および地方独立行政法人第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人に対しては、雇用関係助成金は支給されません。
- 雇用関係助成金は電子申請、郵送、助成金申請窓口への持参のいずれかの方法により申請することができます。記入誤りや添付書類の不足がないよう、提出前にご確認ください。郵送する場合は、簡易書留等、必ず配達記録が残る方法により送付してください。また、支給申請期間内に到達していることが必要です。
- 「支給要件確認申立書」は、申請の都度提出する必要があります。